

6 帳簿の記載事項及び保存

課税事業者は、帳簿を備え付けてこれに、売上げ、仕入れ、返品等について、

①	取引の相手方の氏名又は名称
②	取引年月日
③	取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）
④	税率の異なるごとに区分した取引金額

等を整然と、かつ、明瞭に記載し、この帳簿を閉鎖の日の属する課税期間の末日から 2 か月を経過した日（申告・納付期限の特例の適用を受ける場合にはその適用により延長された提出期限の翌日）から 7 年間、納税地等で保存しなければなりません。

国、地方公共団体の特別会計や公共・公益法人等については、上記①から④までの事項のほか、特定収入等に係る事項として、

⑤	特定収入等に係る相手方の氏名又は名称
⑥	特定収入等を受けた年月日
⑦	特定収入等の内容
⑧	特定収入等の金額
⑨	特定収入等の使途

を併せて記載する必要があります。

なお、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、消費税の申告義務はありませんので、この帳簿の保存義務も課されていません。

参

帳簿の保存方法としては、原則として現物（帳簿類）での保存となります。7年間のうち最後の2年間は一定の要件を満たすマイクロフィルムによる保存が認められます。

また、パソコンなどを使用して作成する帳簿書類を、一定の要件の下に電子データのまま保存することができます。

考

帳簿を電子データで保存する場合の保存方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「電子帳簿等保存制度特設サイト」から、取扱通達や一問一答などをご確認ください。

e-Tax義務化について

令和2年4月1日以降に開始する課税期間から、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）が行う消費税等の申告は、e-Taxにより提出することが義務付けられています。また、公共・公益法人等についても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合には、同様にe-Taxにより提出することが義務付けられています。

なお、「国等の特別会計に係る控除対象仕入税額の計算明細（特定収入に係る課税仕入等の税額の計算表）」をPDFで送信することができるようになります。

e-Tax義務化の概要

令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から、一定の法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類（消費税等の申告の場合は、「付表」など）を含めて、e-Taxにより提出することが義務付けられています。

また、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、通算法人の法人税等の確定申告書等についてもe-Taxによる提出が義務化されました。

●対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

●e-Tax義務化対象法人とは？

法人税等	内国法人のうち、事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、通算法人（グループ通算制度の適用を受けた通算親法人及び通算子法人）、相互会社、投資法人及び特定目的会社
------	--

消費税等	上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）
------	-----------------------------------

	なお、通算法人は、事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人のみとなります。
--	---

e-Taxの利用について

●インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

特に利用回数の多い手続に便利です（消費税の中間納付、源泉所得税の毎月納付手続など）。

●e-Taxを利用するには、事前に電子証明書等の取得、開始届出書の提出などが必要です。

国、地方公共団体がe-Taxを利用して電子申告を行う際には、国においては政府共用認証局（GPKI）が発行する官職証明書、地方公共団体においては地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）が発行する職責証明書を利用することができます。